

# 私的年金制度、iDeCoの改正のポイント

## 私的年金制度改正の概要

- 働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、また、高齢期の就労拡大、老後の多様なニーズに対応するため、2025年に法令改正を行い、私的年金制度の充実を図っています。

### <主な改正事項>

#### iDeCoの加入可能年齢の引き上げ【2026年12月施行】

- ✓ 働き方にかかわらず、70歳になるまでiDeCoに加入し、老後の資産形成をできるようにします。

#### 企業年金の運用の見える化【法律公布後5年以内施行】

※2027年度のシステム稼働に向け準備中

- ✓ 企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表することにより、他社との比較や分析が行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

#### 企業型DCの拠出限度額の拡充【2026年4月より施行】

- ✓ 企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる加入者掛金(マッチング拠出)について、事業主掛金の額を超えられないという制限を撤廃し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

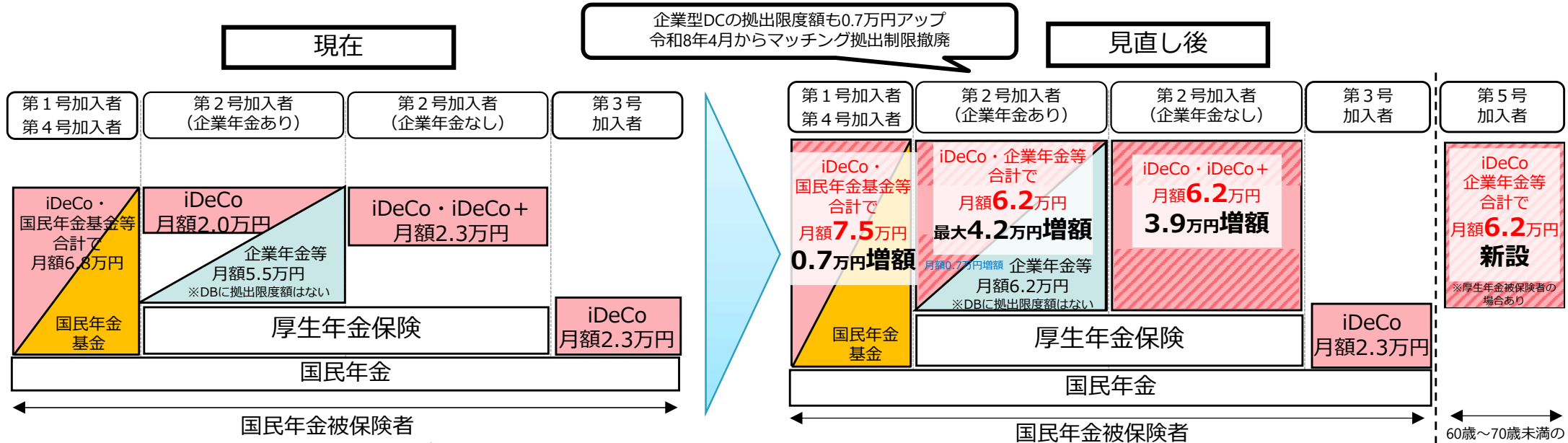
#### 企業型DC、iDeCo、国民年金基金の拠出限度額引き上げ【2026年12月より施行】

- ✓ 企業型DC、iDeCo、国民年金基金の毎月の拠出限度額がアップします。

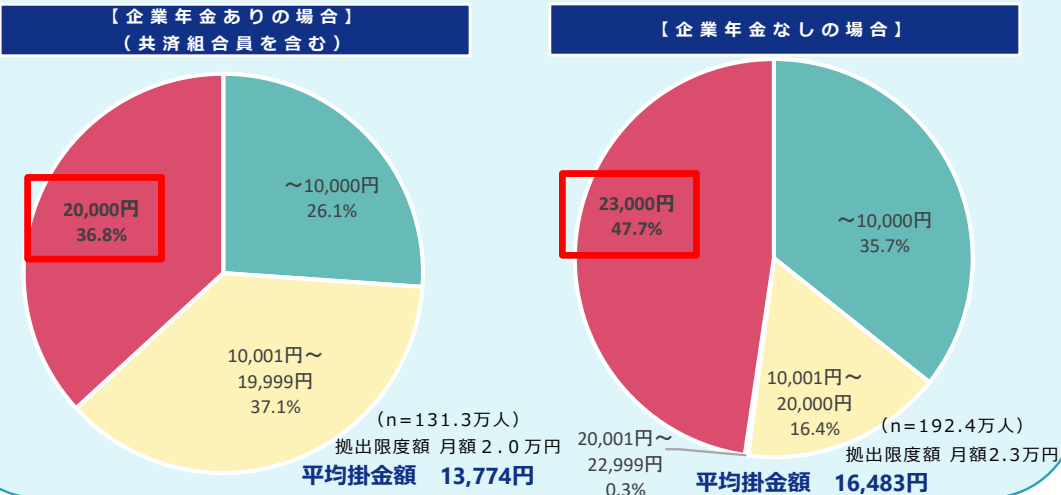
➡ 今回の見直しにより、**企業年金・個人年金の活用の幅が拡大** 2

# iDeCo・企業型DCの拠出限度額の引き上げ

## iDeCo・企業型DCの拠出限度額の引き上げ（イメージ図）



## iDeCoの拠出限度額の利用状況（第2号被保険者）



令和8年12月から、

- 毎月の拠出限度額がアップ
- 70歳未満までiDeCoの掛金が拠出可能に（第5号加入者）
- 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

（参考）

DB加入者数：887万人（令和7年3月末）

企業型DC加入者数：862万人（令和7年3月末）

iDeCo加入者数：363万人（令和7年3月末）

（出所）信託協会HP、国民年金基金連合会HP、確定拠出年金統計資料（運営管理機関連絡協議会）

（出所）国民年金基金連合会調べ（2025（令和7）年12月末現在）

（注）掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2025（令和7）年12月に拠出した加入者掛金の額。拠出限度額は2025（令和7）年12月時点。

# iDeCo（個人型確定拠出年金）の位置付けと役割

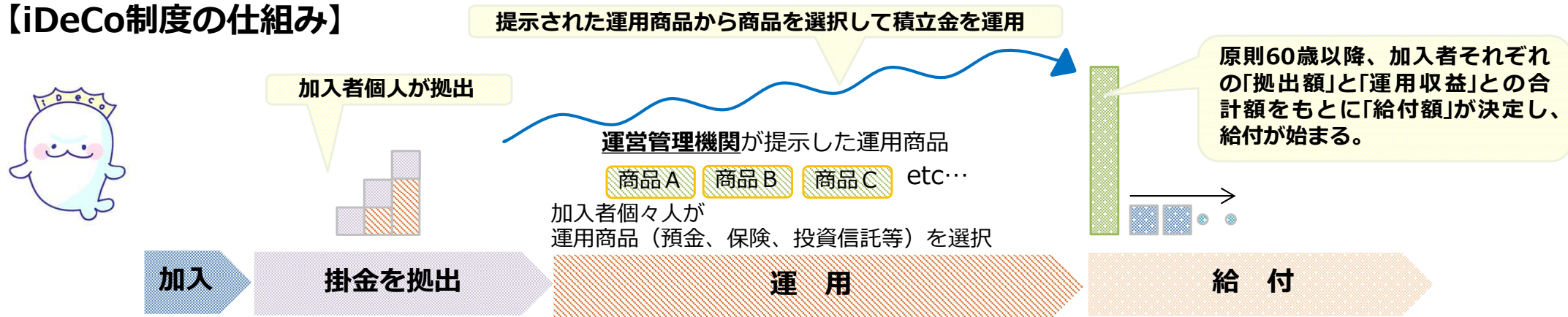
- 我が国の年金は3階建て。1, 2階部分の公的年金が老後生活の基本を支え、iDeCoを含む3階部分の私的年金は老後生活の多様な希望やニーズに対応しています。



# iDeCoの概要

- iDeCoとは、個人で加入し、一定額を拠出のうえ、運用していくことで、最終的に拠出額と運用益により受取額が決まる年金制度。

## 【iDeCo制度の仕組み】



## 【加入可能要件】 国民年金被保険者であること

- ※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。）
- ※ 農業者年金の被保険者等、国民年金の被保険者であっても加入できない者もいる

## 【掛金】 加入者が拠出

- ※ 拠出限度額は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額最大2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

## 【受給可能年齢】 60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能

- ※ 75歳到達時には自動的に裁定される
- ※ 通算加入者等期間が10年に満たない場合は受給開始を選択できる年齢が段階的に先延ばしになる

- iDeCoのメリットとして、3つの税制優遇があげられます。



## 3つの 税制優遇

### ① 掛金が全額所得控除

- 例) ・毎月5千円ずつ拠出した場合、所得税率5%・住民税率10%の方は、年間9,000円の節税効果
- ・毎月1万円ずつ拠出した場合、所得税率20%・住民税率10%の方は、年間36,000円の節税効果

### ② 運用益は非課税で再投資

(※積立金には別途特別法人税が課されますが、現状は課税が停止されています。)

### ③ 受け取る時の税制優遇

- 年金として受給：公的年金等控除
- 一時金として受給：退職所得控除



## iDeCoと長期・積立・分散投資

- iDeCoは、長期・積立・分散投資に適した制度です。

### 長期

iDeCoの年金資産は、拠出を終えた後、**原則60歳から**受け取ることができます

※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じて受給開始年齢が段階的に先延ばしになります



### 積立

自分で設定した掛金額を**原則毎月拠出**します

(月額5,000円以上、拠出限度額の範囲で、1,000円単位で設定)

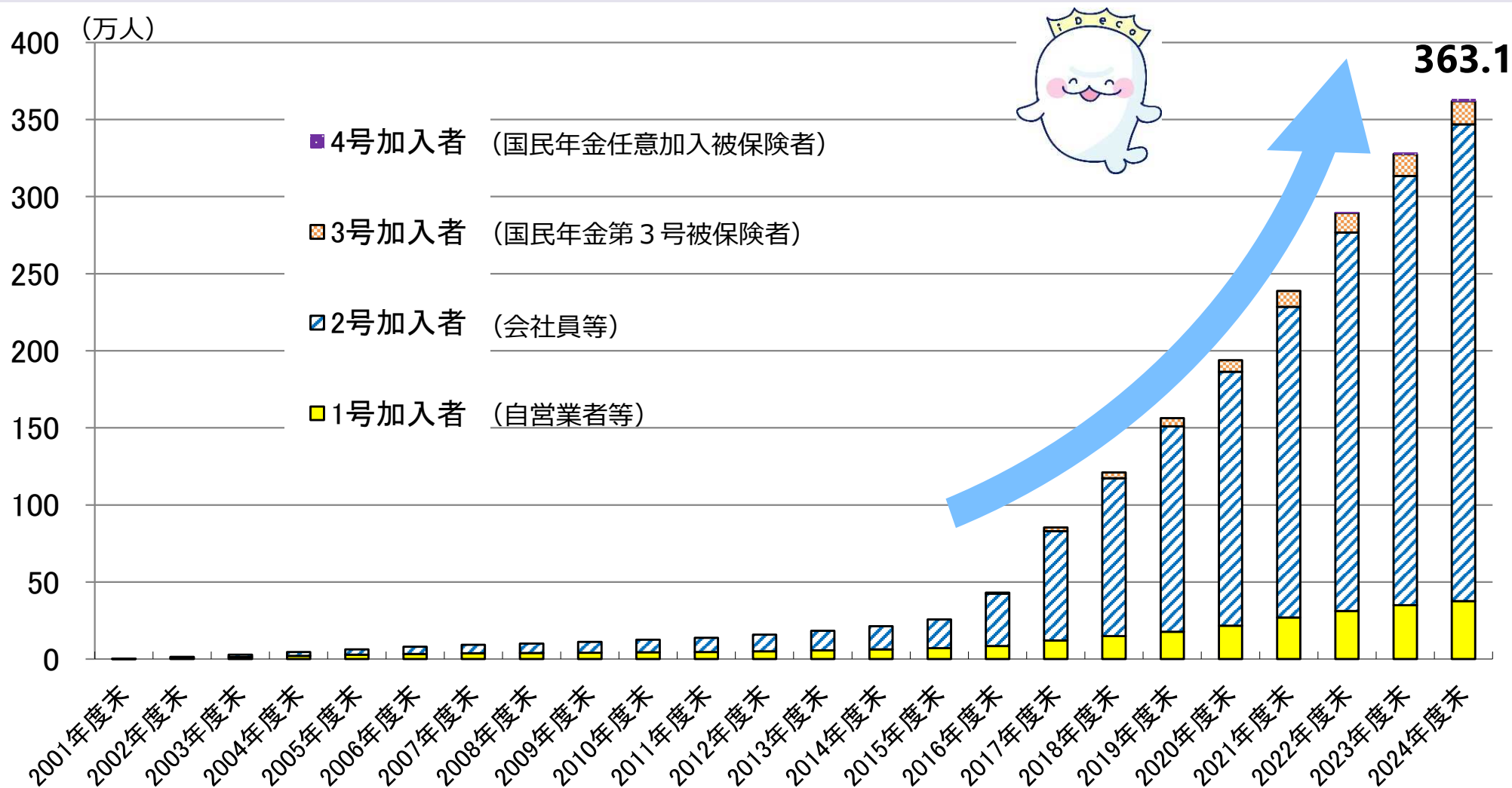
※掛金額は、原則1年に1回だけ変更することが可能です

### 分散

金融機関が提示する商品の中から、**自分で選択**します  
**投資信託などで複数の資産に分散投資**できます

# iDeCoの加入者数の推移

- iDeCoの加入者数は年々増加し、2024年度末には363万人を超えています。直近では387万人（2026年1月末）。



(出所) 国民年金基金連合会調べ

## iDeCoの加入手続き

- iDeCoに加入するためには、iDeCoの運営管理機関（金融機関等）の中から1社選び、手続きを行う必要があります。

※ 加入手続きをオンラインで行うことのできる運営管理機関もあります。

### 運営管理機関を選ぶ3つの着眼点



#### 1. 魅力的な商品があるか

- ・商品ラインナップ

（商品の種類、期待できるリターン、考えられるリスク、手数料等）

#### 2. サービスは充実しているか

- ・手続き方法や運用商品の案内・説明資料の内容等のサービス

#### 3. 手数料はどれくらいか

- ・サービス内容に見合った手数料水準（管理手数料等）

## iDeCoの制度改革（2024年12月施行）

- 2024年12月に制度改革が行われ、iDeCoはさらに活用しやすい制度になりました。

### 拠出限度額 の引上げ

DB等の他制度に加入している方（公務員を含む）は、拠出限度額が月額最大2万円までに変わりました！

※企業年金の加入状況によっては2万円とならない場合があります

※企業年金に加入していない方、専業主婦（夫）の方は最大2.3万円  
自営業者の方等は最大6.8万円の掛金を拠出することができます

### 手続きの 簡素化

個人口座から掛金を拠出する場合は、現在必要な事業主による証明が不要になりました！

※給与天引きを希望される場合は、現在も事業主による証明が必要です



令和8年12月から

iDeCoがパワーアップします!



## 1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は23,000円から62,000円にアップ

## 2 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

## 3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

# ① 毎月の拠出限度額がアップ

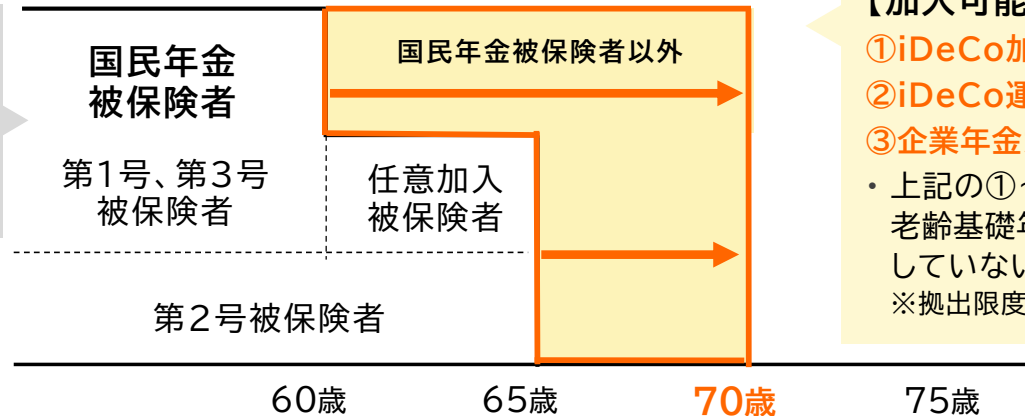
加入資格		拠出限度額(月額)	
<b>第1号被保険者</b> 任意加入被保険者(自営業者など) 		<b>68,000円</b> 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	<b>75,000円</b> 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
	<b>第2号被保険者</b> (会社員など) 	会社が企業年金を 実施していない会社員	<b>23,000円</b>
	会社が企業年金を 実施している会社員	<b>20,000円</b> 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

# ② 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

### 【現在の加入要件】

- ・国民年金被保険者の方
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



### 【加入可能年齢の引き上げ要件】

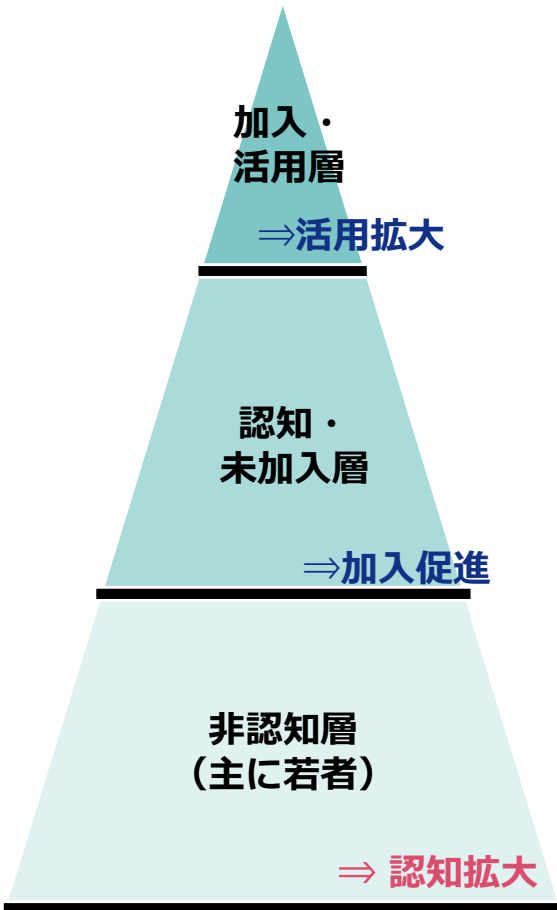
- ①iDeCo加入者
  - ②iDeCo運用指図者
  - ③企業年金からiDeCoに移換する方
- ・上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です  
 ※拠出限度額(月額)は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。(老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。)

# iDeCo普及促進策（限度額引上げ等を起点に）

- 2026（R8）年12月に拠出限度額及び加入可能年齢を引上げ。**制度改正を“起点”に広報・普及促進を重点的に実施。**
- 「**非認知層**」（主に若者）の取り込み ⇒ 「**認知・未加入層**」の加入促進 ⇒ 「**加入・活用層**」の活用拡大を推進。



## ①全年齢向け対策（主に認知・未加入層～加入・活用層）

### ○ 制度改正の重点周知

拠出限度額及び加入可能年齢引上げの具体メリット（税負担軽減など）を明確化。

掛金全額所得控除

70歳になるまで拠出可能に

### ○ 外部機関連携の強化

運営管理機関、JFLEC、関係団体等と連携

### ○ 公的年金シミュレーター連携（2026年4月～）

iDeCo試算機能追加により将来受取を提示

## ②若者向け対策（主に非認知層）

### ○ SNS大規模展開

ショート動画等を作成・発信

### ○ 職域周知の推進

DC・DBの事業主等を通じ、新入社員を含めた従業員向けにiDeCoを周知。

### ○ 若者応援キャンペーン（※検討中）

- 制度改正は“**伝えてこそ**”効果。広報・普及促進を重点的に実施することで、認知 → 加入 → 活用拡大を推進。

- ★ 制度改革にあわせ、加入のメリット周知の強化、加入可能年齢の引き上げ・拠出限度額の引き上げの周知
- ★ 今回の制度改革が、老後の資産形成のあり方を考えてもらうことのきっかけとなるべく、iDeCoの制度の周知を強化



## 「これからiDeCo」

まだiDeCoを始めていない方が、今回の改正を機にiDeCoに関心を持っていただき、加入に踏み出していただくメッセージ

## 「ひろがるiDeCo」

拠出限度額の引き上げにより活用できる金額の幅が広がり、また、加入可能年齢の引き上げにより活用できる期間がそれぞれ広がる、という意味を含めたメッセージ